

平成23年度市民提案型まちづくり事業補助金審査要領 (抜粋)

平成22年8月

市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会

(趣旨)

第1 この要領は、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱(以下「まちづくり事業補助金交付要綱」)の規定に基づき、応募のあった市民提案の企画事業の審査等について、必要な事項を定めるものとします。

(予備審査)

第2 提出された応募書類については、予め事務局で予備審査を行います。

2 予備審査では、まちづくり事業補助金交付要綱に規定する書類及び応募関係の各要件(以下「応募要件等」という。)の確認をします。

(1) 簡易な訂正は、その場で申請者(代理者含む)ができるものとします。

(2) 市の財源による他の補助金を受けているかどうかなどについて確認するため、関係所管部署への調査を必要に応じて行う場合があります。

(3) 過去の申請について内容を調査・把握します。

(4) その他、応募要件等の確認に必要な範囲で調査を行います。

3 予備審査により、応募要件等を満たしていないことが明確に確認できたときは、本審査は受けられません。

(本審査)

第4 本審査は、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会設置要綱で規定する、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会(以下「評価市民委員会」という。)が行います。構成は学識者等及び公募市民による7名の委員(以下「審査員」という。)です。審査員長は評価市民委員会の委員長とします。

(本審査の方法)

第5 審査は原則公開で行います。

2 審査員は、申請された事業が関わりの深いものであった場合、自主的に審査から外れるものとします。

3 審査員は、申請された事業ごとに下記の項目・方法により審査を行います。

但し、評価市民委員会が必要と認めた場合は、書類による審査を通過した団体のみ公開プレゼンテーションを実施し、これを参考として審査結果とすることができるものとします。

(1) 書類による審査

チャレンジ部門

【補助対象事業の基準】	
項目	の項目は ×方式で評価。過半数の委員が×の場合は選外。
項目	説明
補助金交付の公益性	<ul style="list-style-type: none">・ 広く多摩市民に開かれた事業であること。・ 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶこと。サービス対象者だけでなく、他の市民や他の地域、社会全体への「広がり」や「波及効果」が認められること。・ 事業あるいは本補助金の主たる受益者が、応募団体の構成員や特定の人を対象となる事業でないこと(仲間内の活動など、「私益」「共益」にあたるものでないこと。)

【事業についての基準】 ~ の項目は、5点満点の点数方式で評価。	
事業の目的と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的と効果(その事業を通じて多摩市で何を実現させたいのか、多摩市のまちづくりにどんな効果があるか)が明確か。 ・ 時代の要請や社会状況、市民ニーズなどに即したものが。 ・ 市民の税金を使ってその事業を支援することについて、広く市民の共感が得られ応援したくなる内容のものか。
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の事業計画が、実現可能な方法、スケジュール、予算で立案されているか。
期待度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発想、着眼点、手法などに市民ならではの先駆性や独創性、工夫があり、今後の展開に期待がもてる事業か。 ・ 今後継続し、定着させていくことを目指す事業か。 ・ 申請内容がイベントや調査などの単発型事業の場合でも、その後の展開に有効であることが期待できるか。
【団体の基準】	
適正な団体かどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織か。 ・ 申請する事業を行うにあたって適正な規模内容を保有しているか。 ・ 事業の規模に見合った自己負担能力を有しているか。

ステップアップ部門

【補助対象事業の基準】 と の項目は ×方式で評価。どちらか一方でも過半数の委員が×の場合は選外となる。	
項 目	説 明
補助金交付の公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く多摩市民に開かれた事業であること。 ・ 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶこと。サービス対象者だけでなく、他の市民や他の地域、社会全体への「広がり」や「波及効果」が認められること。 ・ 事業あるいは本補助金の主たる受益者が、応募団体の構成員や特定の人を対象となる事業でないこと(仲間内の活動など、「私益」「共益」にあたるものでないこと。)
事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで継続してきた事業をさらに発展させ、広げ、定着させていくことを目指した内容であること。 ・ 申請内容がイベントや調査などの単発型事業の場合でも、まずベースとなる継続事業があり、申請内容がベースとなる事業のその後の事業展開に有効であることが認められること。
【事業についての基準】 ~ の項目は、5点満点の点数方式で評価。	
事業の目的と効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的と効果(その事業を通じて多摩市で何を実現させたいのか、多摩市のまちづくりにどんな効果があるか)が明確か。 ・ 時代の要請や社会状況、市民ニーズなどに即したものが。 ・ 市民の税金を使ってその事業を支援することについて、広く市民の共感が得られ応援したくなる内容のものか。
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の事業計画が、実現可能な方法、スケジュール、予算で立案されているか。
自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金が終了した後、その事業をどのように継続していくのかの事業計画・資金計画が明確で妥当か。 ・ 本補助金だけに頼らない資金確保に努めているか。 ・ 自立に向けて、一般市民や他の市民団体、企業などのネットワークを広げ、連携し、巻き込んでいく視点があるか。

【団体の基準】	
適正な団体かどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織か。 ・ 申請する事業を行うにあたって適正な規模内容を保有しているか。 ・ 事業の規模に見合った自己負担能力を有しているか。 ・ これまでの活動実績はどうか。

公開プレゼンテーション

申請者が事業についての説明（プレゼンテーション）を行います。

審査員は、申請者に質問及びアドバイスを行うことができます。

公開プレゼンテーションの内容は審査（評価）の参考とします。

2 審査員は、申請事業ごとに審査評価表（別紙 1）に評価を記載し、以下のように選定及び順位付けをします。

- (1) 【補助対象事業の基準】について事業ごとに評価し、補助の対象とすることが適正と判断する場合は ○ を、そうでない場合は × を付け、過半数の審査員が × の事業については選外とします。（ステップアップ部門においては、補助金交付の公益性又は事業の継続性のどちらかが該当すれば選外）
- (2) 【事業についての基準】及び【団体の基準】について事業ごとに評価集計し、審査員毎にすべての事業に対して順位付けをします。
- (3) 各審査員の順位付けをとりまとめ、申請事業全体の順位付けをします。（別紙 1・別紙 3）
- (4) 各事業に対するコメントをまとめます。
- (5) 事業ごとに補助率及び額の妥当性について、評価をとりまとめます。（別紙 2・別紙 4）
- (6) 審査員長が審査結果（順位）の発表と、総評を行います。

3 5段階評価について（当該補助金の主旨を考えたときに、以下のように評価できる。）

区 分	評価
高く評価できる	5
大筋で評価できる	4
課題はあるが、今後に期待できる	3
課題があり、あまり評価できない	2
課題が多く、全く評価できない	1

（補助事業の決定）

第 6 審査員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を、書面により市長に報告するものとします。

2 市長は、その報告に基づき予算の範囲内において、補助事業対象及び補助額を決定（選考）します。

3 市長は、選考した結果を公表するとともに、評価市民委員会及び応募団体の代表者に速やかに通知します。

（補則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会が別に定める。